

○公務災害の防止に努めるとともに、教職員が安心して働ける環境づくりを行う。

＜具体策＞

- ・労働安全衛生に対する管理職の認識を高めるとともに、各教委に労働安全衛生に関わる専門家を置くこと。また、ワーク・ライフ・バランスの啓発をはかること。
- ・管理職による教職員の勤務時間把握の徹底、超勤80時間以上の教職員に対する医師による面接指導体制を確立すること。また、職場環境整備などを目的としたストレスチェック義務化にあたっては、50人未満の職場も含め、個人情報保護を徹底した制度設計を行い実施すること。
- ・労働安全衛生体制の確立やメンタルヘルス対策にむけ、各教委は必要な予算措置の拡充を行うこと。
- ・すべての教委において、安全衛生管理規程を策定・見直しするとともに、各学校の衛生委員会を総括する「総括衛生委員会」等を設置すること。
- ・ストレスチェックの実施とそれを活用した職場改善、相談のルール化や「ラインによるケア体制」などメンタルヘルス対策を整備すること。
- ・精神疾患による休職者に対する「職場復帰システム」を確立すること。実施にあたり、本人の意向を尊重し、過度な負担とならないよう留意すること。また、復職直後における職務軽減など、支援策を充実すること。
- ・任命権者の責任においてすべての教職員が適切かつ十分な健康診断を受けられるよう措置すること。
- ・各教委において、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に関する指針を策定するとともに相談体制を整備すること。
- ・公務災害認定の決定の迅速化、現場実態にあった認定基準の見直し、公務災害補償の内容の充実をはかること。

6) 雇用分野における男女平等

＜政策目的＞

○「仕事と生活の調和憲章」を具現化し、男女ともに仕事と生活の両立をしながら働き続けることができる雇用環境を実現する。

＜具体策＞

- ・文科省・各教委は、定年前退職者が多く、とりわけ女性の割合が高いことをふまえ、実効ある労働安全衛生体制の確立にとりくむこと。男女のワーク・ライフ・バランスやディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）、両立支援の意義や必要性を教育委員会や管理職が十分理解し、職場風土の形成や環境整備をはかること。

参 考

総退職者における定年前退職者割合は、義務制で35%（女性67%、男性23%）、高校で19%（女性47%、男性53%）～15年度日教組調査～

- ・文科省・各教委は、改正育児・介護休業法や両立支援策、様々な休暇・休業制度等について周知し、取得促進をはかること。
- ・2020年までに男性の育児休業取得率を13%とする目標達成にむけ、具体的な施策を講じ、検証を行うこと。（1.8%～15年度文科省人事行政調査～）
- ・各教委は、第3次男女共同参画基本計画の「女性校長・教頭の2020年30%」の目標達成にむけてポジティブ・アクションを導入すること。（16.1%～15年度文科省人事行政調査～）
- ・各教委・管理職は、男女雇用機会均等法改正により義務となった妊娠・出産等に関するハラスメントとともに、あらゆるハラスメントの防止措置にとりくむこと。
- ・各自治体・教委は、改正次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法にもとづく行動計画の「進捗状況の公表」「全職員への周知・徹底」など着実な実施等にむけとりくむこと。
- ・文科省・各教委は、学校教育において労働者の権利を学び、ジェンダーにとらわれない労働観・職業観を育てる進路・職業教育を推進すること。
- ・あらゆる職種への男女の進出を積極的に推進するため、学校教育、職業能力開発、職業紹介、均等取扱等、関連する行政の連携強化をはかること。

7) 高齢雇用・雇用と年金の接続

＜政策目的＞

○段階的定年延長を実施することにより、雇用と年金を確実に接続し生活を保障する。当面、「再任用の義務化」により本人の希望にそった再任用を行う。

＜具体策＞

- ・政府は、人事院の「意見の申出」にもとづき定年延長にむけた法改正を行うこと。
- ・文科省は、短時間勤務者の増加を見通した定数増、少数職種の職の確立等をはかり、希望する者が多様な働き方を選択でき、確実に雇用されるよう措置すること。また、教職員の世代間バランスをとるため定数についての経過的措置を行うこと。
- ・年金支給開始年齢の引上げにともない再任用希望者が増えると想定されることについて、地方自治体は、雇用と年金が確実に接続できるよう措置すること。また、退職者や短時間勤務希望者を想定した定数計画及び採用計画を策定すること。
- ・多様な働き方が選択できるよう「高齢者部分休業制度」を拡充すること。

8) 臨時・非常勤教職員等の処遇改善と雇用安定

＜政策目的＞

○臨時・非常勤教職員等の処遇改善と雇用安定をはかる。